

○津山工業高等専門学校図書館運営委員会規程

平成 29 年 3 月 21 日
規 程 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校図書館規程（平成 18 年規程第 20 号）（以下「規程」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、津山工業高等専門学校図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館の管理及び運営に関すること。
- (2) 図書館の予算に関すること。
- (3) 図書館の利用に関すること。
- (4) 学術情報資料の収集に関すること。
- (5) 図書館についての各学科等の連絡調整に関すること。
- (6) その他図書館の運営に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館長補
- (3) 各系から推薦された教員各 1 人
- (4) 学生課長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、前条第 2 号の委員が、その職務を代行する。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 3 号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第 6 条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググル

ープを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。